

特定路線価設定申出書の提出チェックシート

申出者氏名： _____

○ 特定路線価設定申出書を提出される前に、次の事項のチェック（はい・いいえを○で囲む。）を行い、特定路線価の設定が可能か確認してください。

1 特定路線価の設定を必要とする年分の路線価は公開されていますか。

いいえ

当該年分の路線価の公開後ご提出いただくようお願いします。

はい

2 特定路線価の設定を必要とする理由は、相続税又は贈与税の申告のためですか。

いいえ

相続税又は贈与税の申告以外の目的のためには、特定路線価の設定は行いません。

はい

3 評価する土地等（注1）は、「路線価方式」により評価する地域（路線価地域）にありますか（注2）。

注1 土地等とは、土地及び土地の上に存する権利をいいます。

注2 財産評価基準書（路線価図・評価倍率表）で確認できます。

いいえ

「倍率方式」により評価する地域にある土地等は、固定資産税評価額に所定の倍率を乗じて評価します。

はい

4 評価する土地等は、路線価の設定されていない道路のみに接している土地等ですか。

いいえ

原則として、既存の路線価を基に画地調整等を行って評価します。

はい

5 特定路線価を設定したい道路は、評価する土地等の利用者以外の人も利用する道路ですか。

いいえ

※ 評価方法など不明な点につきましては、相続税又は贈与税の納税地を管轄する税務署（資産税担当）にご相談ください。

※ 面接による相談を希望される場合は、あらかじめ電話等により相談日時等を予約した上で、評価する土地等及び特定路線価を設定したい道路の状況がわかる資料等をご用意ください。

はい

6 特定路線価を設定したい道路は、建物の建築が可能な道路（いわゆる「建築基準法上の道路等」）ですか。

いいえ

はい

◇ 特定路線価は、原則として「建築基準法上の道路等」に設定しています。なお、「建築基準法上の道路等」とは、次のとおりで、県又は市町村の部署（建築指導課等）で確認できます。

- ① 「建築基準法第42条第1項各号又は第2項」に規定する道路
- ② 「建築基準法第43条第2項第1号又は第2号（平成30年9月25日改正前の建築基準法第43条第1項ただし書を含む。）」に規定する建築物の敷地に面する道路

特定路線価の設定が必要な場合は、「特定路線価設定申出書」を提出してください。

「特定路線価設定申請書」の提出時には、このチェックシートも併せて提出してください。

※ このチェックシートの不明な点につきましては、特定路線価を設定する土地等の所在する地域の評定担当署の評価専門官（裏面参照）にご相談ください。

※ 特定路線価の設定申出に対する回答には、おおむね1か月程度の期間を要します。

- ※ 「特定路線価設定申出書」は、いずれかの税務署に提出してください。
- ・ 納税地を所轄する税務署
 - ・ 特定路線価の評定を担当する税務署（評定担当署）

特定路線価評定担当署一覧

下表の「対象地域」欄の地域に存する土地等に係る特定路線価の設定は、「評定担当署」欄の税務署が行います。

評定担当署	対象地域
〒770-0847 徳島市幸町三丁目 54 番地 徳島税務署 評価専門官 電話 (088)622-4131 (代表)	徳島県全域
〒760-0018 高松市天神前2番 10 号 高松国税総合庁舎 高松税務署 評価専門官 電話 (087)861-4121 (代表)	香川県全域
〒790-0808 松山市若草町4番地3 松山若草合同庁舎 松山税務署 評価専門官 電話 (089)941-9121 (代表)	愛媛県全域
〒780-0061 高知市栄田町二丁目2番 10 号 高知よさこい咲都合同庁舎 高知税務署 評価専門官 電話 (088)822-1123 (代表)	高知県全域

(注) 各税務署の電話は、自動音声により案内していますので、問合せをされる場合は、「2」を選択してください。

※ 財産評価基準書(路線価図・評価倍率表)は国税庁ホームページ【<https://www.rosenka.nta.go.jp>】で確認できます。